

令和 4 年 4 月 1 日

東浦町立各小中学校長 様

東浦町教育委員会
教育長 庄子 亨
(公印省略)

台風等異常気象時における児童生徒等の安全確保について（通知）

このことについて、児童生徒の安全を確保するため、各学校において具体的な指導計画を定め、児童生徒、保護者に徹底するようにしてください。

指導計画の作成にあたっては、下記の内容に配慮してください。

記

- 1 児童生徒の登校前に暴風警報、暴風雪警報、特別警報が発表されている場合
 - (1) 児童生徒の登校について
 - ① 始業時刻 2 時間前までに警報解除
→ 平常どおり授業を行う。
 - ② 始業時刻 2 時間前に警報発令中で、午前 11 時までに警報解除
→ 家で昼食を済ませ、午後 1 時より授業を行う。
※通学路の冠水、河川の増水等により登校が困難な場合は、自宅待機
 - ③ 午前 11 時に警報発令中
→ その日は休校とする。
 - (2) 給食について
 - ・ 6 時 20 分より前に解除された場合は、給食を実施する。
 - ※できる限り前日までに、教育委員会で方針を決定する。
- 2 児童生徒の在校中に暴風警報、暴風雪警報、特別警報が発表された場合
 - (1) 児童生徒の下校について
 - 授業を中止し、通学路等の安全を確認した上で下校させる。
 - 小学生は保護者の迎え又は集団で下校する。中学生は集団で下校する。
※通学路の通行が危険な場合や気象状況により帰宅が困難な場合は、学校待機
 - (2) 給食について
 - ・ 教育委員会で判断する。
 - ※できる限り前日までに、教育委員会で方針を決定する。

< 担 当 >

東浦町教育委員会 学校教育課

主幹兼指導主事 松尾 統央

T E L 0562-83-3111(内線 173)

F A X 0562-83-8180

E-mail matsuo@higashiura.ed.jp

令和4年4月15日

保護者の皆様

東浦町立西部中学校
校長 鈴木 悟志

令和4年度 台風等異常気象時における児童（生徒）の登下校について

台風等異常気象時における対応について、下記のように定めます。

記

1 登校前に暴風警報、暴風雪警報、特別警報が発表されている場合

解除された時刻	
6：20以前	・平常どおりの授業（給食は実施）
6：20～ 11：00まで	・家で昼食を済ませ、午後1時から授業開始
11：00以降	・休校

2 登校後に暴風警報、暴風雪警報、特別警報が発表された場合

発令された時刻		
8：30まで (始業時刻前)	・すでに登校した児童（生徒）を、通学路等の安全確認後に下校させる。	・発表された時刻にかかわらず、通学路の状況や気象状況により帰宅が困難な場合は、校内で児童生徒の安全を確保します。 その後、安全が確認でき次第、集団下校させます。（保護者の方のお迎えをお願いすることもあります。）
8：30～ 13：00	・授業を中止し、通学路等の安全を確認後、保護者への引き渡しにより下校させる。（分団等で下校させる。） ・発令時刻により、給食を食べずに下校させることもある。	
13：00以降	・授業を中止し、通学路等の安全を確認後、保護者への引き渡しにより下校させる。（分団等で下校させる。）	

3 その他

- (1) 台風の接近があらかじめ予想される場合は、前日までに給食の中止を決定する場合があります。その際は、弁当を準備してください。また、その他気象状況に応じ給食を中止する場合があります。
- (2) 暴風警報、暴風雪警報、特別警報が発表されていなくても、通学路の冠水、河川の増水等により登校が困難な場合は、保護者判断で自宅待機とし、学校へ連絡してください。
- (3) その他緊急の事態が起こった場合は、学校メルマガ等を使って学校から連絡をします。